

## 農林水産物・食品輸出促進対策事業費補助金の補助対象事業費の一部が補助対象外

1件 不当金額(支出) 155万円

### 1 補助事業の概要

東そのぎ上地区活性化協議会は、平成30年度(29年度から繰越し)に、農林水産物・食品輸出促進対策事業として、輸出相手国における日本茶のプロモーション活動等を実施した。

茶輸出特別支援事業実施要領によれば、補助対象事業費は、本事業を実施するために直接必要な経費であって、本事業に係る経費として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類により金額等が確認できるものとされている。

### 2 検査の結果

協議会は、本件補助事業の実施に当たり、30年8月から31年2月にかけて、九州農政局から国庫補助金計1127万円の交付を概算払により受けていた。そして、協議会は、31年4月に同事業を事業費1127万円(補助対象事業費同額)で実施したとする実績報告書を同農政局に提出し、同月に同額で国庫補助金の額の確定を受けていた。

しかし、協議会から同農政局に提出された書類を確認したところ、上記の事業費に含まれていた調査旅費、会場借料等の経費計155万円は、領収書等の証拠書類により金額が確認できないなどとなっており、補助の対象とならないものであった。

したがって、上記の経費155万円は補助の対象とは認められず、これに係る国庫補助金相当額155万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助 対象事業費)	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認める 事業費 (国庫補助 対象事業費)	不当と認める 国庫補助 金等相当額
九州農政局	東そのぎ上地区 活性化協議会 (事業主体)	農林水産物・食 品輸出促進対策	平成 29、30	円 1127万 (1127万)	円 1127万	円 155万 (155万)	円 155万